

墜落制止用器具(フルハーネス)関係 Q & A

本 Q & A については、日頃の問い合わせ内容を踏まえ、より分かりやすいものとなるよう、加筆、修正等を行う場合があります。
最新版の Q & A は国土交通省海事局 HP の「高所作業でのフルハーネス型の墜落制止用器具の使用について」に掲載しております。

〈墜落制止用器具(フルハーネス)関係 Q&A 変更履歴〉

変更日	バージョン	主な変更内容	備考
2021.8	Ver1.0	初稿	

I. 墜落制止用器具について

Q1. 高所作業を行うための昇降中は墜落制止用器具を使用する必要がある。

- A1. 陸上制度と同様に、「昇降」中については墜落制止用具の使用義務はありません。
ただし、「昇降」の場合も、昇降用設備の健全性等を適切に確保するとともに、船員の安全の確保のため、例えば、2丁掛けハーネスの使用等により可能な限り墜落制止用器具を使用したり、保護帽の着用などの代替措置を取るようになしてください。
なお、「昇降」とは昇ったり降りたりするという意味であり、それ以外の行為（作業の進捗確認、現場巡視、点検等）は、「昇降」にはあたりません。
また、「昇降」のほか、「通行」（単に対象となる場所を作業をせずに通るだけ）も、陸上制度と同様に「作業」には含まれません。

Q2. 高低差 6.75m 以上の船倉内へ階段を移動する（降りていく）時は、墜落制止用器具を装着する必要があるか。

- A2. 墜落制止用器具については、床面から2メートル以上の高所であって、墜落のおそれのある場所における作業を行う際に使用を義務付けているところ、当該墜落のおそれのある場所までの移動については、墜落制止用器具の使用の義務はありません。
なお、「墜落のおそれのある場所」とは、煙突、レーダマスト、デリックポスト等いわゆる高所と呼ばれている場所のほか、作業床の端、開口部等平坦な箇所であっても足下に2メートル以上墜落する危険のある場所（墜落制止に有効な囲い、手すり、覆い等が設けられているものを除く。）をいいます。

Q3. 船倉内で作業する時は墜落制止用器具を使用する必要があるか。

- A3. 船倉内において、床面から2メートル以上の高所であって、墜落のおそれのある場所において高所作業を行う場合、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講じていれば、墜落制止用器具の使用は必要ありません。
なお、墜落制止用器具を使用させていけば、当該「防止するための措置」は講じなくともよいとしているところです。

Ⅱ. 特別教育について

Q4. 緊急時にハーネスを利用することがあり得る場合は、教育訓練を受けておく必要があるか。

A4. 緊急時について、あらかじめ決められた緊急時の配置等において墜落制止用器具を使用しなければならない高所作業を行うことが想定されている場合には、あらかじめ特別教育を行っていただく必要がありますが、例えば、本来、墜落制止用器具を使用しなければならない作業に従事することが想定されない者が、緊急時において、特別教育を受けずに同作業に従事した場合など、緊急避難が成立するやむを得ない場合があります。

Q5. 墜落制止用器具に関する特別教育で、座学(2 時間)、実技(1 時間)ともに実施場所は、船上での訓練でも認められるのか。

A5. 特別教育については、船上で実施することも可能です。

Q6. 実技科目のオンライン実施要件について、対面とは、教育を行う者と教育補助者が同じ場所で対になり教育を行うという意味か。

A6. オンライン会議方式で実技を行うに当たっては、教育補助者が、遠隔地にいる講師に代わって、墜落制止用具を確実に装着できているかなどを、目視だけでなく、装着状態を直接的に確認しつつ、使用方法を十分に教育する必要があります。そのため、オンライン会議方式における「対面」とは、教育補助者が教育を受ける船員と同じ場所において直接的に教育の補助を行える状態にあること指します。

なお、オンラインで大勢の受講生に対して教育を行う場合も想定される場所、教育補助者については、必ずしも受講生1人に対し教育補助者を1人付ける必要はございませんが、受講生全員に対し必要な教育を適切に実施することができる人数(受講生の人数が多い場合は複数名)で実施して下さい。

Q7. 学科科目を e-learning で実施した場合、質疑応答は「教育を行う者」が実施するの
か。

A7. 質疑応答は教育を行う者(講師)が実施して下さい。

Q8. 特別教育の講師には何か資格が必要なのか。

A8. 特別教育の講師は、その要件として特段特別な資格や免許等までは求めていませんが、通達第5の3に規定するとおり、特別教育において行う教育の範囲に応じた知識・経験を有している必要があります。

Q9. 外国人船員に対する訓練は、自社の海外研修所で実施してもよいか

A9. 特別教育を実施する場所に制限は設けていないため、海外の研修所で実施したとしても、必要な教育を適切に実施できるのであれば問題ありません。

Ⅲ. 教育の記録について

Q10. 教育の記録は電子データで保存しても問題ないか。

A10. 現行制度においては、紙での保存が必要とされていますが、今般の改正省令の施行(令和5年4月1日)までには、電子データでの保存も可能となるよう措置することとしたいと考えています。

Q11. 教育の記録は、記録しなければならない複数の事項を別々に記録してもよいか。

A11. 記録すべき情報(受講者名、教育の実施日、教育内容について、それぞれ別の書類に記録されていたとしても、それらのすべての情報が一元的に確認できる状態で、主たる労務管理の事務を行う事務所に備え置かれていれば問題ありません。

Q12. 船上で教育を実施した際は、公用航海日誌に記録が必要か。

A12. 特別教育の実施については、船員法第11条の航海日誌に記載すべき事項とはされていないため、航海日誌に記載する必要はありません。

IV. 経過措置

Q13. 施行日前に高所作業を行う部署において1年以上の乗船履歴がある場合であって、ハーネスの使用経験が実際にはない場合でも、施行後に特別教育を省略できるのか。

A13. 施行日前(令和5年3月31日以前)に、今回の改正によりハーネス型の高所作業を行う部署にて1年以上の乗船履歴がある場合には、ハーネスを使用した経験があるとみなして省略できることとしたものです。しかしながら、安全を確保する観点から、先述の乗船履歴があっても実際に使用経験がないような場合には、施行日前に使用方法の教育又は施行日後に特別教育が望ましいと考えます。

Q14. 経過措置の適用を受けるために必要な乗船履歴は練習船での実習又は練習船での実習+社船での実習も対象となるか。

A14. ハーネス型を使用して作業を行う「部署」での乗船履歴を求めていることから、船員法上の船員として乗り組んだ履歴を求めているものです。練習船の実習生の場合、基本的には船員法上の船員としてではなく、(船舶所有者との雇用関係がない)実習生として乗船しているものと思われるため、その場合の乗船履歴は、特別教育の省略のための乗船履歴には該当しません。一方で、実習を目的に乗り組んでいる場合であっても、船員法上の船員として乗り組んでいるのであれば、その乗船履歴は、特別教育の省略のための乗船履歴に該当します。

Q15. 経過措置の適用を受けるために必要な乗船履歴については、乗船履歴証明書等の証明書類が必要か。

A15. 乗船履歴証明書等の証明書類を作成する必要はありませんが、通達第5の5に規定しているとおり、特別教育の実施を省略した船員については、当該船員の氏名及びその事由について記録を作成し、これを主たる労務管理の事務を行う事務所に、3年間備え置く必要があります。